

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月6日  
照会部署名 近畿ブロック本部適用聴衆支援部適用支援G  
照会担当者 アシスタントインストラクター(一般) 鈴木 明子  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 新村

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—046	本部受付番号 No. 2010—731
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

再取得後に支払われた賞与にかかる賞与支払届について

(内容)

資格喪失後、期間が空いて同一適用事業所に再取得した後に資格取得前の勤務実績にかかる賞与が支払われた場合その賞与に対して保険料賦課の対象となるかご教示下さい。

〈事例〉

平成22年6月1日資格喪失

平成22年7月1日再取得

平成22年7月10日賞与支払 (計算の対象期間: 1月1日から年5月31日)

〈対応案〉

健保法48条及び厚年法27条において被保険者の賞与に関する事項を届け出ると規定されているが、当該条文における施行規則等においても、被保険者期間中の労務実績により計算されたものに限定されてはおらず、支給日が被保険者期間であるか否かにより判断することが妥当であると思慮します。今回事例では、保険料賦課の対象となると考えます。

(ブロック本部回答)

本事例、取扱いについて諸規定等に明示されていないため照会いたします。

回答日 平成21年 7月 6日

回答部署名 近畿ブロック本部適用徴収支援部厚年適用支援G

回答作成者 マニュアルインストラクター(グループ長)新村知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(回 答)

貴見のとおりです。

賞与とは、賃金、給料、俸給、手当その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対象として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものであり、賞与支払月に被保険者が受けた賞与額に基づき標準賞与額を決定し、その月分の賞与に係る保険料を徴収します。

したがって、被保険者期間中に支給された賞与であれば、その賞与が被保険者期間中の勤務実績により計算されたものであるか否かにかかわらず保険料賦課の対象となります。

(関係条文) 健康保険法第3条、第45条、第156条

厚生年金保険法第3条、第24条の3、第81条

回答日 平成22年 9月 1日

回答部署名 厚生年金保険部徴収企画指導G

回答作成者 金子 智彦

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東